

国住事防第 24 号  
令和 7 年 3 月 18 日

(エレベーターの所有者関係団体) 殿

国土交通省住宅局建築指導課  
建築物事故調査・防災対策室長  
(公印省略)

### エレベーターの適切な維持管理と戸開走行防止について

日頃より国土交通行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 1 月 16 日に宮城県仙台市内で発生したエレベーターの戸開走行事故については、社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会において、事故の原因究明等の検討が行われ、今般、「宮城県仙台市内エレベーター事故調査報告書」\*がとりまとめられたところです。本事故は、エレベーターのブレーキ回路を構成する電磁接触器について、定期的に交換すべきところ、製造業者の指定する交換目安を超過して使用し続けたことが事故の原因と考えられています。

エレベーターの安全確保に向けて、建物所有者や管理者の方が適切に昇降機の維持管理を行うことができるよう、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」を策定しており、同指針では、所有者の役割として、機器の劣化等により昇降機の安全な運行に支障が生じるおそれがある場合は、速やかに措置を講じて昇降機の安全性の確保を図ることとしております。

貴職におかれましては、貴会員に対し、下記についてご対応いただくよう、周知をお願いします。

### 記

#### 1. 適切な維持管理について

所有又は管理するエレベーターについて、保守点検業者から部品交換を促された場合は確実に交換を実施すること。なお、適切に部品交換がなされない場合、戸開走行などの重大な人身事故に繋がる恐れがあることに十分留意すること。

なお、国土交通省では特定行政庁等より報告を受けた昇降機等事故の概要を HP で公表している。エレベーターでどのような事故が起きているのか、参考としていただきたい。

<国土交通省 HP 掲載先>

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001620573.xlsx>

## 2. 戸開走行保護装置の設置について

戸開走行事故防止のためには戸開走行保護装置の設置が有効であることから、同装置が未設置のエレベーターについてはその装置を積極的に検討されたい。

※（別添）宮城県仙台市内エレベーター事故調査報告書（概要）を参照のこと。

（参考）宮城県仙台市内エレベーター事故調査報告書（本文）の掲載先。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/house05\\_hh\\_001049.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_001049.html)